

参 考 資 料

第62号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立介護老人保健施設）

箕 面 市

箕面市立介護老人保健施設の指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人箕面市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり、箕面市立介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の指定管理者に関する協定を締結する。

第1章 総則

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力をし、介護老人保健施設を適正かつ円滑に管理するにあたり、箕面市立介護老人保健施設条例（平成16年箕面市条例第47号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、介護老人保健施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、社会福祉法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって高齢者等の健康の保持及び福祉の一層の増進を図ることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例その他の関係法令等及びこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、介護老人保健施設が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行う介護老人保健施設の名称、所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立介護老人保健施設
- (2) 所在地 箕面市萱野五丁目8番2号
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建の一部

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって介護老人保健施設を管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条第1項各号に規定する業務（以下「本業務」という。）を履行する目的以外に介護老人保健施設を使用してはならない。

（指定期間等）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和2年（2020年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第6条 甲が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションの実施に関すること。
- (3) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護の実施に関すること。
- (4) 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスの実施に関すること。
- (5) 介護老人保健施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる本業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立介護老人保健施設指定管理者募集要項」（令和元年6月5日制定）及び「箕面市立介護老人保健施設指定管理者業務水準書」（令和元年6月5日制定）の定めるところによるものとする。

(業務の範囲、業務の細目等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲並びに仕様書で定める業務の細目及び水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲又は業務の細目の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、協定、条例、関係法令等のほか、第21条第1項に規定する事業計画書等に従って本業務を実施するものとする。

- 2 協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓

令第54号)第5条第1項に基づき、通報窓口にて公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は従業員は、正当な理由がある場合を除き、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口にて報告しなければならない。
- 4 公益通報に関する調査に協力した乙の役員又は乙の従業員は、当該調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、本業務を行うにあたり必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができる。

- 2 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、災害等に備えて防災マニュアルを作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、箕面市にその写しを提出しなければならない。

- 2 乙は、事故、災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、介護老人保健施設の利用者に危険等があると判断するときは、介護老人保健施設の管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議するいとまがないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲、警察署、消防署その他の関係機関に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 3 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲、警察署、消防署その他の関係機関と連携を図り初動対応を行うとともに、甲が箕面市地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従い、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援護高齢者の受け入れの協力等を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、箕面市個人情報保護条例(平成2年箕面市条例第1号)の趣旨及び仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、介護老人保健施設の管理に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 本業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を

漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。

- 4 乙は、個人情報の漏えいその他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 5 箕面市個人情報保護条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定は、乙並びに本業務に従事している者又は従事していた者に対し、これを適用する。

(情報公開、文書の管理等)

第13条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的に介護老人保健施設の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。

- 3 甲は、対象文書(乙が法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として作成し、又は取得した対象文書を除く。この項及び第5項において同じ。)であって、甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書等の写しを提供するよう求めるものとする。

- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(人権研修の実施)

第14条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう人権研修を行うものとする。

(障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律への取組)

第15条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇用に誠実に履行するよう努めなければならない。

- 2 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)の趣旨を踏まえた取組を進めるよう努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品の貸与)

第16条 甲は、別紙貸与備品一覧に示す備品を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、甲から貸与された備品を適切に管理するとともに、破損又は滅失により備品の更新又は修繕が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。
- 3 前項の協議の結果、甲が備品の修繕を承認した場合は、第20条に規定する負担上限額の範囲内で、乙が修繕するものとし、当該負担上限額を超える場合は、甲が修繕するものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、当該負担上限額の範囲外で、乙が修繕しなければならない。
- 4 前項の規定に基づき乙の費用負担で備品等の修繕を行う場合(前項ただし書に規定する修繕を除く。)は、原則として甲、乙及び施行者の三者契約を締結するものとする。ただし、甲が認める場合は、この限りではない。
- 5 第2項の協議の結果、甲が備品の更新を承認した場合は、金額に関わらず乙の負担で行うものとする。なお、更新前の備品の処分の可否については、甲乙協議することとし、協議の結果、当該備品を処分することとなった場合は、その当該処分に要する費用は、乙が負担するものとする。
- 6 乙は、別紙貸与備品一覧に異動が生じたときは、直ちに、その記載内容の更新を行わなければならない。

(備品の帰属)

第17条 前条第2項の規定に基づく備品の更新の協議の結果、更新が必要となった場合で乙が備品の更新を行った場合を除いて、前条の備品は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

- 第18条 乙は、第16条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。
- 2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、別紙貸与備品一覧とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

- 第19条 乙は、介護老人保健施設の施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。
- 2 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合は、第20条に規定する負担上限額の範囲内で、乙が改修等を行うこととし、当該負担上限額を超える場合は、甲が改修等するものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、当該負担上限額の範囲外で乙が改修等を行わなければならない。
 - 3 乙は、甲との協議により、占有部分のみに影響する施設、設備の改修等を自らの費用で行うことができるものとし、当該負担上限額には含めないものとする。

(備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額)

- 第20条 一の年度において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の負担上限額（以下「負担上限額」という。）は、第5条第1項に規定する指定管理期間の初年度においては、1,000万円とする。
- 2 令和3年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合は、当該費用の合計額と当該負担上限額の差額を1,000万円に加えた額とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協議のうえ、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該費用の合計額と見直し前の負担上限額との差額を1,000万円から差し引いた金額とする。
- 4 第5条第1項に規定する指定管理期間の最終年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額に達しない場合は、当該差額の取扱いについて、甲乙協議するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

- 第21条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- (1) 第6条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる業務に係る実施計画
 - (2) 収支計画
 - (3) 人員体制計画
 - (4) 職員研修計画
- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書の提出)

- 第22条 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、介護老人保健施設の管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月31日までに、甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

- 第23条 甲は、前条の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙による本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。
- 2 甲は、乙による本業務の実施状況等を確認するために必要と認めるときは、本業務につい

て監査を行うことができるものとする。

3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による監査に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第24条 甲は、前条第2項による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務を改善することを勧告するものとする。

2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出等)

第25条 乙は、その名称、所在地、定款、理事その他甲が必要と判断した事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、甲に届け出なければならない。

2 乙は、法第75条、第99条及び第115条の5の規定に基づく届出を行うときは、原則として当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

第6章 利用料金等

(利用料金)

第26条 甲は、介護老人保健施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(対価の支払)

第27条 甲は、本業務の実施に係る対価については、これを支払わない。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

第28条 介護老人保健施設の管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担のとおりとする。ただし、リスク分担に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第29条 乙は、介護老人保健施設の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用と責任でその解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(賠償責任保険の加入)

第30条 乙は、本業務の実施にあたり、介護老人保健施設の施設、設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。この場合において、乙は、甲に当該加入保険の証券等の写しを提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第31条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第32条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容又は程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議のうえ、不可抗力の判定を行い、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第34条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による介護老人保健施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第35条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準として介護老人保健施設を原状に回復し、甲に対して介護老人保健施設を明け渡さなければならない。第19条第3項の規定に基づき乙が自らの費用で施設、設備等の改修等を行った場合についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は介護老人保健施設の原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対して介護老人保健施設を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第36条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第18条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去及び撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第37条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(2) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。

(3) その他介護老人保健施設の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの要否及びその理由

(2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(3) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 乙は、第1項の規定により指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じられたことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消し等の申出)

第38条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全

部又は一部の免除を申し出ようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除の申出により甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し等)

第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除の協議を求めることができるものとする。

- 2 甲は、前項の協議の結果、やむを得ないと判断したときは、指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除を行うものとする。
- 3 前項の規定による指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除により乙に発生した損害、損失及び増加費用について、甲は、原則として保障しない。

(指定期間終了時の取扱い)

第40条 第34条から第36条までの規定は、前3条の規定により協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合は、この限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第41条 乙は、協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、介護老人保健施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

- 2 自主事業の実施による事業収入は、乙の収入とする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、第21条に規定する事業計画書等にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 4 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
- 5 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第44条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたとき若しくは協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第46条 この協定書は、箕面市議会において、介護老人保健施設に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て、効力を生ずるものとする。議決を得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年（2019年）8月16日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 倉田哲郎 印

乙 箕面市船場西一丁目11番35号
社会福祉法人箕面市社会福祉協議会
会長 石田良美 印

